

下野市立古山小学校PTA規約

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、下野市立古山小学校PTAといい、事務所を古山小に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、父母と教員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的をとげるための活動をする。

- (1) よい父母、良い教員となるように努める。
- (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活を補導する。
- (3) 児童の生活環境をよくする。
- (4) 公教育を充実するよう働きかける。
- (5) その他目的をとげるために必要な活動をする。

第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童青少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) この会、または、この会の役員の名で選挙の候補者を推薦しない。
- (4) 学校の人事、その他管理に干渉しない。
- (5) 学校教育達成のための研究に対して助力をする。

第4章 会員及び会費

第5条 この会の会員となることのできる者は次の通りとする。

- (1) 古山小学校に在籍する児童の父母または、これにかわる者。
- (2) 古山小学校の教職員

第6条 この会の会員は、会費を納めるものとし、会費は月額300円とする。

第5章 会計

第7条 この会の活動に要する経費は、会費・寄附金及びその他の収入によって支弁される。

第8条 この会の会計は、総会において決議された予算に基づいて行われる。

第9条 この会の決算は、会計監査を経て、総会で承認を得なければならない。

第10条 この会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第11条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名(各常置委員長)
- (4) 書記 若干名
- (5) 会計 2名

第12条 役員は、次により選出する。

- (1) 正副会長・書記・会計は選考委員会で推薦し、総会の承認を受ける。

第13条 役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

2 役員に欠員を生じ、会務の執行に支障のある場合は、総務委員会において補充する。

3 補充委員の任期は、前任の残任期間とする。

第14条 会長は、次の職務を行う。

- (1) 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 総会・役員会・各委員会を召集する。
- (3) 選考委員会を除くすべての集会に出席して、意見を述べることができる。

第15条 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

第16条 書記は次の職務を行う。

- (1) 総会及び総務委員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- (2) 記録・通信・その他の書類を整理保管する。
- (3) 会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。

第17条 会計は、次の職務を行う。

- (1) 総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。
- (2) この会の財産を管理する。
- (3) 定期総会において、会計監査を経て決算報告をする。
- (4) 予算の立案に協力する。

第18条 幹事は、次の職務を行う。

- (1) 各常置委員会の委員長となり、その会の運営にあたる。
- (2) 常置委員会の記録をとり、総務委員会に図る。

第7章 会計監査委員

第19条 この会の会計を監査するために3名の監査委員を置く。

第20条 会計監査委員は選考委員会で推薦し、総会の承認を受ける。

第21条 会計監査委員は必要に応じて臨時監査を行うことができる。

第22条 会計監査委員の任期は1年とする。

第8章 総 会

第23条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第24条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

- (1) 定期総会は4月に開催する。
- (2) 臨時総会は総務委員会が必要と認めた時、又は、会員の1/10以上の要求があった時に開催する。

第25条 総会は会員の現在数の1/5以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第26条 総会の議事は、出席者の過半数によって決める。

第9章 総務委員会

第27条 総務委員会は役員(正副会長・幹事・書記・会計)、校長、各学年委員長により組織される。

第28条 総務委員会の任務は次の通りとする。

- (1) 常置委員会及び選考委員会の権限以外の事項を処理し、この会の企画運営にあたる。
- (2) 常置委員会の連絡調整及び総会に提出する議案を作成する。

第29条 総務委員会は会長が必要と認めた時、また、構成員の1/4以上の要求があった時に開催する。

第30条 総務委員会は委員の現在数の1/2以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。

第31条 総務委員会の議事は過半数で決する。

第10章 常置委員会及び選考委員会

第32条 この会の活動に必要な調査・研究・立案・運営を文任するために常置委員会を置く。常置委員会について必要な事項は細則で定める。選考委員会について必要な事項は細則で定める。

第11章 細 則

第33条 この会の運営に関して必要な細則は、この規約に反しない限り、総務委員会の議決を経て定める。総務委員会は細則を制定又は改廃した場合は、その結果を次期総会で報告しなければならない。

第12章 改 正

第34条 この規約は総会において、出席者の2/3以上の賛成がなければ改正することができない。

附 則

- 1 この規約は昭和47年4月22日より実施する。
- 2 昭和54年4月27日 一部改正
昭和56年4月24日 一部改正
昭和57年4月22日 一部改正
昭和63年4月26日 一部改正
平成4年4月24日 一部改正
平成9年4月25日 一部改正
平成11年4月23日 一部改正
平成12年4月27日 一部改正
平成15年5月2日 一部改正
平成23年4月22日 一部改正
- 3 従来の古山小学校PTA規約はこの規約施行と同時に廃止する。



下野市立古山小学校PTA規約細則

第1章 常置委員会及び選考委員会

- 第1条 常置委員会として生活委員会、研修委員会、厚生委員会、整備委員会、広報委員会、安全委員会を置く。
- 第2条 常置委員会の委員は、役員及び学年委員以外の会員があたる。
- 第3条 常置委員会の正・副委員長は、委員の互選による。
- 第4条 委員長は、会長の承認を得て委員会を開き議長となる。
- 第5条 正副委員長及び委員の任期は1年とする。再選は妨げない。
- 第6条 選考委員会の正副委員長及び委員は、総務委員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 2 選考委員会の組織は、各学級から選出された委員（各学級1名）より構成する。
- 第7条 選考委員会の任務は、役員（会長、副会長、書記、会計）及び会計監査委員を選考推薦する。
- 2 選考委員会は、その任務を終了したときに解散する。
- 第8条 生活委員会は、児童の社会生活及び児童相互の自主的集団生活の指導にあたる。また、児童の登下校の安全について協力する。
- 第9条 研修委員会は、講演会、映画会、研修会等の計画実施及び関係団体の主催する講習会等に参加し、会員相互の親和を図り、教養を高める。
- 第10条 厚生委員会は、児童及び会員の福利厚生を図り、児童の保健体育、学校給食に対して協力する。（学校保健委員会及び学校給食委員会に参加する）
- 第11条 整備委員会は、学校と地域の環境整備について計画実施する。
- 第12条 広報委員会は、広報活動を行う。
- 第13条 安全委員会は、児童の交通や風紀の安全について協力する。
- 第14条 校長又は、校長の指名した教職員は、すべての集会に出席して意見を述べることができる。
- 第15条 教職員若干名は、各委員会の委員になる。

改 正

- 第16条 この細則は、総務委員会において、出席者過半数の賛成がなければ改正することができない。

附 則

この細則は昭和47年4月22日より実施する。

- 昭和56年4月24日 一部改正
平成2年12月18日 一部改正
平成7年4月21日 一部改正
平成9年4月25日 一部改正
平成11年4月23日 一部改正
平成12年4月27日 一部改正
平成15年5月2日 一部改正
平成23年5月22日 一部改正
平成28年2月26日 一部改正



《参 考》

- ◆ 役員及び学年委員を除く全会員が、いずれかの委員会に所属する。
- ◆ 役員は、会計監査委員を兼ねることができない。
- ◆ PTA組織とは別に、学年委員(各学年 学級数×2名)をおき、校務・PTA行事に協力する。



学年委員会規約

第1条 この会の事業への協力と学年独自の企画を実行するため、学年にそれぞれ学年委員会を置く。

第2条 学年委員会はそれぞれ委員長1名、委員3名以上をもって構成する。

(1) 学年委員会の委員は、前年度において各学級2名を推薦する。

(第1学年委員は、入学式の日に出す。)

(2) 学年委員会の委員長は、委員の互選による。

第3条 学年委員会の委員長及び委員の任期は1年とする。再選は妨げない。

第4条 学年委員会の任務は次のとおりとする。

(1) 授業参観日その他必要に応じて会員の集会を開き、会員の親和と連絡を図る。

(2) 会員の教養を高め、児童の福祉増進を図る。

(3) 学校よりの協力要請がある場合、速やかに対処する。

(4) 学年関係の児童・会員・担任等に慶弔がある場合、協議の上対処する。

第5条 学年委員長は、各学年委員会を代表し、総務委員会に参加する。

附 則

平成11年4月23日からPTA規約、規約細則より分離する。

「委員会委員長などの選考指針」

平成27年度より、選考指針の一部を変更し運用しています。

1. P会員の所属学年

複数の児童が在籍するP会員は、一番上の児童の所属学年で活動する。

2. 所属委員会の選定

各P会員の所属委員会は、できる限りP会員の希望に添ったものとする。

ただし、希望人数の多い委員会については、より多くのP会員が平等に希望の活動に参加できるよう、

3年以上連続して当該委員会に所属しているP会員の優先度を低くする。

3. 委員長の選出

①委員長は原則としてP会員の立候補により決める。

ただし、引き継ぎの観点から、在校児童が新1年生又は新6年生のみであるP会員からは、委員長の選出は行わない。

②委員長の立候補がない場合は、新5年生のP会員の中から選出する。

③学年委員長については、各学年の学年委員から、1名ずつを選出する。

4. 副委員長の選出

①各委員会の副委員長の人数は、委員会活動の内容を考慮し、委員長が必要とする人数とする。

②学年委員は副委員長を設けない。ただし、特に必要である場合はこの限りでない。

5. 委員長及び副委員長の任期等

①委員長及び副委員長の任期は1年とする。再任は2回までとするが、本人の立候補による場合はこの限りでない。

②任期を終えた委員長（学年委員長を除く）は、引き継ぎのため、前年度委員長として所属した委員会に所属するものとする。

③任期を終えた副委員長、選考委員及び学年委員（学年委員長を含む）は、次年度の委員会配属において、希望の委員会（及び係）を他のP会員に優先して選定できるものとする。

6. 転入生児童の保護者

転入生児童の保護者会員については、本部三役会で協議し、所属委員会を決定する。

7. 思いやりのある配慮

妊婦、乳幼児、要介護者がいるなど、家庭の事情がある場合は、配慮し選任する。また、一部の会員のみ大きな負担がかかることのないよう、過去に委員長を経験している場合も考慮し選定する。

下野市立古山小学校PTA慶弔規程

会員及び児童に慶弔のあった場合は、お金を贈り、誠意を表することを目的とする。

第1条 児童について

- (1) 児童負傷または、疾病のため2週間以上にわたり通学不可能な場合は5,000円とする。
- (2) 児童死亡の場合は、10,000円及び花輪1基とする。

第2条 会員について

- (1) 会員負傷または、疾病のため2週間以上病床にある場合は5,000円とする。
- (2) 会員死亡の場合は、10,000円及び花輪1基とする。
- (3) 会員(T)結婚の場合は5,000円。出産の場合は5,000円とする。
- (4) 会員(T)の父母(義父母)の死亡の場合は、10,000円及び花輪1基とする。
- (5) 会員が県以上の表彰を受けた場合は5,000円をおくる。
- (6) 会員で特に本会のため功績のあった場合には感謝状と記念品をおくる。

第3条 転退職について

- (1) 会員(T) 転退職の場合は、1年につき2,000円をおくる。(1年未満は1年とみなす。最高限度額を10,000円とする。)
- (2) 役員がその職を終わる時は、感謝状と記念品をおくる。(1年1,000円程度とする。)

第4条 返礼は一切しない。

第5条 第1条、第2条において処理しがたい場合は、役員協議のうえ処理し、結果を総務委員会に報告する。

第6条 本規程の変更については、総務委員会が行い、総会の承認を得るものとする。

第7条 この規程は、昭和47年4月22日より実施する。

昭和53年6月19日 一部改正

昭和56年4月24日 一部改正

昭和59年4月27日 一部改正

平成9年4月25日 一部改正

平成11年4月23日 一部改正

学級での慶弔について

全文削除 平成28年2月26日